

令和2年第1回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年1月24日（金）午後15時59分から17時02分

2. 場 所 農工センター 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

8番 三谷 晴喜

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 第3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第4 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

会議日程第3農地等の利用の最適化の推進に関する指針については

農地利用最適化推進委員 吉松 英喜

高橋 公仁 の2名も出席

7. 会 議

〔議長〕

定刻となりましたので、ただいまより令和2年第1回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、8番三谷晴喜委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番原亜由美委員、2番信高昭男委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第1号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■、外2筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。1月14日に担当委員の小川会長と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成15年頃より耕作されておらず、現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地は、荒廃し、原野化されていることから農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

会議を休憩といたします。

(農地利用最適化推進委員の吉松英喜委員、高橋公仁委員着席)

〔議長〕

会議を再開します。

続きまして、日程第3、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様もご一緒に、審議をお願いいたします。それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は 10 ページからになります。こちらについては、農業委員会に関する法律第 7 条第 1 項により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために定めなければならないものとなっており、毎年見直しをしております。今回は、皆様の任期の時期に合わせた令和 4 年 3 月の目標を見直し、同法同条第 2 項の規定により、農地利用最適化推進委員さんの意見を頂戴したいと思います。

本日見直し変更の決定をいただければ、同法同条第 3 項の規定によりこちらを公表することとなります。

それでは、設定した数値目標についての現在の状況報告と見直し案の説明をいたします。お手元に配布しております資料 11 ページの見直し案をご覧ください。

まず、指針の第 2. 具体的な目標と推進方法、1. 遊休農地の解消について、(1) 遊休農地の解消目標の表をご覧ください。

平成 31 年 1 月現在の管内農地面積は 320ha、遊休農地面積 1.6ha、遊休農地の割合は 0.5%です。3年後の目標値の案は農地面積 320ha、遊休農地面積 1ha、遊休農地の割合を 0.31%としております。

次のページに進みます。2. 担い手への農地利用集積についての表をご覧ください。

(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、平成 31 年 1 月現在は管内農地面積 320ha、農地利用集積面積 38ha、集積率 11.88%です。3年後の目標値の案は農地面積 320ha、農地利用集積面積 50ha、集積率 15.63%としております。最終目標である令和 5 年 3 月の集積率の目標である 31%という数値は、表の下にも説明がありますとおり、大豊町の基本構想第 3 の 2 の項目にあります「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合目標」の数値と、整合性を取るようしております。

次に、担い手の育成・確保ですが、平成 31 年 1 月現在では、総農家数 704 戸、認定農業者が 17 経営体、認定新規就農者が 5 経営体です。3年後の目標値の案は、認定農業者数を 20 経営体、認定新規就農者数を 7 経営体としております。

最後に、次のページの 3. 新規参入の促進についての (1) 新規参入の推進目標をご覧ください。平成 31 年 1 月現在の個人の新規参入者状況は 2 名で取得面積が 1.09ha となっており、法人の新規参入については、実績がありません。3年後の目標値は、個人の新規参入者が 7 名で取得面積が 6.3ha、法人の新規参入者については、1 法人、1.5ha としております。

数値目標についての現状報告と、見直し案は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、発言のある方は挙手願います。

(協議)

それでは採決をいたします。変更されました農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員ですので、変更されたとおり決定することといたします。

次に日程第4 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

[事務局書記]

はい、14 ページをご覧ください。こちらは令和元年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議したものになります。この本申し合わせ決議の趣旨に則り、すべての農業委員会において農業委員会の法令遵守についての決議の実施を行うよう、高知県農業会議から市町村農業委員会会長あてに依頼がありました。綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、来年度以降も年に1回、この決議を行うこととなります。

次に15 ページをご覧ください。こちらが大豊町農業委員会の申し合わせ決議の案となります。皆様には決議内容をお読みになってご賛同いただき、これに沿って農業委員会活動を行っていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

[議長]

ただいま説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、拍手を持って承認決議をお願いします。

(一同拍手)

ありがとうございます。皆さんの拍手をもって決議されましたので、よろしく願いいたします。

次に日程第5 その他の件について事務局より説明をお願いします。

[事務局書記]

はい、次回2月総会の日程についてですが、2月26日水曜日10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。

遅くなりましたが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第1回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1 番

署名委員 2 番
